平成２９年（フ）第１６８号
佐賀市長瀬町７番31号　ニューハイツ日新Ａ202
債務者　舩津智香子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
佐賀市富士町大字古場350番地１
債務者　西川東洋志
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
兵庫県三田市あかしあ台５丁目30番地２　１棟204号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台５丁目29番地Ｃ棟704号
債務者　岡田　哲二
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２６号
神戸市東灘区住吉台８番３―101号、住民票上の住所兵庫県西宮市名塩赤坂６番22号
債務者　石村　政則
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２８号
神戸市北区甲栄台３丁目８番30―Ｂ202号
債務者　雲田　惠子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１８号
愛知県知多郡阿久比町大字椋岡字西畑60番地２
債務者　水野　定子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１号
青森県平川市吹上平岡２番地６
債務者　成田　梅子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８８号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森53番地９
債務者　田中　一志
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９３号
青森県平川市苗生松元東田49番地２
債務者　對馬　宏子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市吉井４丁目32番19号
債務者　平澤　正志
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３２４号
名古屋市西区上名古屋２丁目22番１号　ＨＥＲＢＥ浄心809号
債務者　市川　貴広
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５１号
長野県安曇野市穂高有明8586―２　ハイツリッチ205号、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明7549番地31
債務者　髙山　直樹
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１５２号
長野県安曇野市穂高有明8586―２　ハイツリッチ205号、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明7549番地31
債務者　高山沙緒里
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８号
長野県伊那市西春近7327番地１
債務者　滋野　一義
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第５１号
長野県上伊那郡南箕輪村5564番地２　シーマウントキャンディ306号
債務者　佐藤　　伸
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第９３８号
京都府八幡市八幡水珀33番地８
債務者　小山　禎一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
徳島県徳島市春日３丁目５番48号、旧住所徳島県吉野川市山川町堤外５番地１　ほたる川団地　101号
債務者　浦山　和子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで　徳島地方裁判所民事部